

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		保育の実施の承諾	
根拠法令及び条項		児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条第 1 項	
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課	
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多治見市保育の実施に関する条例(昭和 62 年条例第 2 号)第 2 条</li> <li>・多治見市保育の実施に関する条例施行規則 (昭和 62 年規則第 18 号) 第 4 条第 1 項</li> <li>・多治見市保育の実施の基準を定める要綱(平成 15 年告示第 161 号)</li> </ul>	
	基 準	<p>条例第 2 条及び多治見市保育の実施の基準を定める要綱に定めるところによる。</p> <p>条例第 2 条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 居宅外で労働することを常態としていること。</p> <p>(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</p> <p>(3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。</p> <p>(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</p> <p>(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
理 期 間 標 準 処	標準処理期間	総日数 30 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日 (機関名 ) 協議機関 日 (機関名 ) 処分機関 30 日	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			